

一人にはならない、させない支援の手

事件・事故に遭われた被害者やご家族、ご遺族をサポートしています

ニュースレター
vol.41

公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター

こころの輪



シンボルマーク
「こころっぴー」

共に泣き闘う被害者支援

岐阜地方検察庁検事正 友添 太郎



ぎふ犯罪被害者支援センターの皆様におかれましては、平素から検察に対する深いご理解と、多くのご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

検察は、「被害者と共に泣く」、つまり犯罪被害に遭った方や、そのご家族である被害者の気持ちを想像し、共感して職務に当たるよう努めて参りました。その姿勢は、職員が被害者から、沈痛な思いを日々と訴えられて、共に泣く経験を積み重ねたことによるものです。私も、殺人事件で自ら大けがを負った上、夫を亡くした女性から、その恐怖と被害後も続く痛みや苦しみを繰り返し伺い、また、子息をひき逃げ事故で亡くした父親から、痛切な悲しみと親孝行な子息の行いを説かれ、想像と共感の下地を作っていたいと思います。

しかし、被害者は悲しみに暮れるだけではありません。犯罪によって、かけがえのない家族の一員や平穀な生活を失い、その大きな欠落を埋めなければ、新たな一步を踏み出せない、今後誰にも同じ思いをさせたくない、と切迫した思いで行動をとられ、それが熱意ゆえに社会に大きな影響を与える、制度改革につながることがあります。最近では、厳罰にすべき悪質な危険運転の再検討や、性犯罪の実態に即した法改正などは、被害者の働きかけによるものです。また、個別の事件では、捜査機関に対する陳情や、被害者参加による意見陳述など、捜査公判にとって重要な行動をとる方もいらっしゃいます。

このような被害者の活動は、闘いなのだと思います。被害者となって生ずる負の感情、あるいは犯人の残像など、拭い去りたいものとの闘いであり、新たな生活を模索する活動でもあります。他方で、過去を振り返り、自らを責め、思い沈んでいる被害者も、静かな闘いに臨んでおられます。

検察は、理不尽にも闘うほかなくなった被害者の立場に思いを致し、各々の心情を推し量りながら、共に泣き闘う被害者支援を行っていますが、万全ではありません。検察は、捜査公判の遂行を任務とし、支援もその時期が中心となります。また、つらい体験の証言なども、お願いするほかない場合があります。犯罪は、被害者に様々な影を落とし、それが果てしなく継くため、多様で息の長い支援が必要です。皆様は、専門的かつ献身的な支援を、同時に長期間実施しておられ、表立って闘う被害者はもちろん、静かな闘いの被害者にとっても、支援の要であり、共に泣き闘う同志です。今後、検察は皆様との連携を一層密にし、更なる被害者支援の充実に尽力して参ります。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ぎふ犯罪被害者支援センター

電話相談

0120-968-783
058-268-8700

月～金 10時～16時まで（祝日・年末年始を除く）

※上記以外の時間
全国共通ナビダイヤル 0570-783-554
(通話料がかかります) 7時30分～22時(12/29～1/3除く)
メール・面接・移動相談も行っています。



ぎふ性暴力被害者支援センター

電話相談

24時間
ホットライン
全国共通
短縮番号 #8891 (通話料無料)

（NTTひかり電話からは、0120-8891-77におかけください）

※第2・第4火曜日16時～20時は、男性相談員も待機します。

メール・面接・LINE相談も行っています。

※岐阜県からの委託を受けて行っています。



令和6年度「犯罪被害者等支援について学ぶ県民講座2024」の開催

犯罪被害者等支援について知つていただくための県民講座を開催しました。

基礎講座

日時	令和6年10月7日(月) 13時～16時
場所	ぎふメディアコスモス かんがえるスタジオ

- 岐阜県や警察の被害者支援について
- 支援センターについて
- 相談員の声を聞く



アンケートの感想から

- 被害者支援は、中長期的支援が必要で、各機関の連携が不可欠と感じました。
- 被害者の方に、どのように寄り添ってどう声をかけたらよいのか、難しいですが、関心を持つことが大切だと思いました。
- 相談先を紹介するにあたり、きちんと知っておく事が必要だと感じ、参加しました。
- 犯罪被害者支援という取組みを知る事が出来て良かったと思います。
- 被害者、家族に対して寄り添う姿勢など、安心してつながる事業について詳しく知ることができました。

専門講座

日時	令和6年10月21日(月) 13時～16時
場所	ぎふメディアコスモス おどるスタジオ

- 被害者を法律で守る 鈴木亨さん（弁護士）
被害者支援に関する法制度について、各制度の基本的な内容をお話いただきました。
- 被害者の心を守る 中西和紀さん（公認心理師）
被害者の心のケアについて、架空事例を基にお話いただきました。
- 被害者の声を聞く 「命の大切さを考える」 一井彩子さん（少年事件ご遺族）
一井さんは、1995年、中学3年生だった長男の勝君を少年4人から集団暴行を受け亡くされました。 “子どもたちを誰も被害者にも加害者にもしたくない”との思いから、遺族の深い悲しみや苦しみ、命の大切さについてお話をいただきました。



鈴木亨さん
(弁護士)



中西和紀さん
(公認心理師)



一井彩子さん
(少年事件ご遺族)

アンケートの感想から

- 弁護士や公認心理師の先生方のお話から、被害者支援、被害者に関わることを学び少しづつ前進していると思えました。
- 少年法の問題や、どのようにつぐなっていくのか、遺族の方のお話がとても強く刺さりました。
- 犯罪者・被害者をつくらない世の中にと願わずにはいられません。
- 当事者の深いかなしみ、いきどおり、そして2次被害、3次被害について知ることができました。参加して良かったです。
- 基礎と専門講座両方を受講し、実りあるものになった気がします。





二次的被害防止セミナー

日時	令和6年11月26日(火) 13時30分～15時
場所	OKBふれあい会館
演題	「尊きいのち みつめて」
講師	佐藤逸代さん (一社)こころケア・シャンティー代表理事

佐藤さんは、平成17年7月、当時中学1年生であった次女有希さんを交通事故により失われました。事故について説明された後、遺された家族が置かれた状況、周りからの言葉にどのように傷つき、どのような言葉に安堵したのか、ご自身の19年間についてお話をされました。



アンケートの感想から

- 被害者遺族の思いに寄り添うことの大切さを改めて感じました。
大切なことに気付ける、とても良い時間でした。
- 遺族の気持ち、周りの人の対応や声かけに対する気持ちを知る事が出来ました。
- なぐさめのように使っていた言葉が、遺族の人にとって二次被害になっているということに気づかされました。
- 二次被害を与えないためには声かけより寄り添いを大切にしたいと思いました。
- 加害者にも被害者にもならないよう、日々の運転等に心がけたいと思います。

「**二次的被害**
とは

犯罪被害者は、生命・身体・財産などに対する直接の被害(一次被害)だけでなく、被害後に発生する様々な被害に苦しめられることが少なくありません。その一次被害に起因する、精神的ショックや経済的困窮、捜査・裁判の負担や、うわさ話・報道などによる被害は「**二次(的)被害**」と言われ、被害者の約9割の方が「**二次(的)被害**」を受けているとも言われています。

令和6年度「犯罪被害者等支援にかかる市町村職員向け研修会」の開催

被害者ご遺族の講演・グループ検討会

日時	令和6年11月12日(火) 13時30分～15時
演題	犯罪の被害者遺族になって ~地域・自治体でできること~
講師	近藤さえ子さん 被害者が創る条例研究会会員 他

2004年11月、逆恨みからご主人を殺害された被害者ご遺族です。自治体における犯罪被害者担当窓口の設置や、条例の制定など行政の役割についての講演を各地でされています。講演後、事例に基づいたグループ検討会を行い、総括をしていただきました。



ご遺族の講演



県犯罪被害者等
支援条例



県犯罪被害者等
支援計画



県の相談窓口



グループ検討会

広報啓発事業

犯罪被害者週間11/25～12/1を中心に、リーフレット等の配布を行った他、関係機関にご協力いただき、センターや各関係機関の事業・ご遺族の手記などのパネルを展示しました。



広報部会
から

パネル展示やリーフレットの配布を通して、犯罪被害に遭われた方々に少しでも当支援センターを周知できればとの思いで、広報啓発活動をしています。

